

## 4 環境先進県をめざして

### I 三重県の環境政策の方向

「環境の世紀」21世紀において、産業活動も、私たち市民の生活も、資源循環型へと切り替えることが求められており、そのための意識変革、ライフスタイルの転換、新たな環境ビジネスの創出といった変革が必要であり、これを促す環境政策を進める必要があります。

こうしたことから、環境への負荷の少ない、資源の循環を基調とした社会システムの構築を進めるため、県民及び産学官全ての活動分野において環境と経済を同軸でとらえた、環境効率の高い「環境経営」を推進するなど、次世代に誇れる三重の環境づくりをめざし、三重県を名実ともに「環境先進県」とする変革・行動に取り組みます。

このことの実現に向けて、三重県に永く住み続ける人、住みたい人や、三重県を生活拠点とする人、訪れる人に対して、①身近な生活環境を保全し、自己や家族の生命及び財産を守り、②自然とのふれあいや安らぎのある豊かで快適な環境を創出し、③社会基盤整備の充実により、生活水準の向上を図り、④明日を見つめて地球環境の保全に取り組み次世代に豊かな環境を残すサービスを提供します。

そのために、県組織自らが環境負荷の低減に向けて「率先実行」するとともに、平成15（2003）年度においては、次の三つを重点政策課題として環境政策の総合的・計画的な取組を推進します。

#### 1 資源循環型社会の構築

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済システムがもたらした深刻な環境問題を解決するためには、環境と経済を同軸に捉えた環境経営の理念のもと、企業の環境効率性の高い経営や、環境技術研究への支援、環境に負荷をかけない生活様式の確立など「最適生産・最適消費・廃棄物ゼロ」型の持続可能性のある社会経済システムの形成に向けた施策を展開します。

#### 2 自然との共生の確保

林業基盤の整備と森林の育成及び災害に強い機能や水源かん養機能など多様な公益的機能の高い森林づくりを推進するとともに、身近な自然の保全や野生生物の保護等、自然と人との新しい共生関係を確保するための施策を展開します。

#### 3 環境保全活動への参加と協働

身近なことから始める勇気、それを大河にする根気をもって、県民、事業者、行政の協働・連携による環境県民運動等を積極的に展開し、環境を守り育てる活動を活発にする施策を展開します。

### II 環境先進県づくりの取組

#### 1 三重県庁の率先実行取組

三重県では、県民や企業の皆様から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自らがまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

県庁の率先実行の取組や、県民・企業等との協働・連携による環境負荷低減に向けた取組が評価され、平成13（2001）年4月の「第10回地球環境大賞（優秀環境自治体賞）」（フジサンケイグループ及び日本工業新聞主催）に続き、平成14年4月には「第2回自治体環境グランプリ（エコライフスタイル推進部門賞）」（財社会経済生産性本部主催）を受賞しました。

##### （1）多様な県機関へのISO14001の導入

- ・平成12（2000）年2月に、三重県庁の本庁舎とその周辺機関でISO14001の認証を取得し、オフィス活動を始め、イベントや公共工事、環境基本計画を含む全ての事務・事業活動での環境負荷低減の取組を進めています。
- ・平成13（2001）年3月には、認証範囲を全ての地域機関に拡大し、平成14（2002）年2月には警察本部を始め医療機関、県立学校2校において、また、3月には県立大学及び試験研究機関において、ISO14001を認証取得しました。さらに、平成14（2002）年度には県立学校6校が認証取得しています。

##### （2）継続的改善を目指した三重県庁ISO14001の取組

- ・三重県庁ISO14001の3年間（平成11（1999）年度～13（2001）年度）の取組では、オフィス活動における省資源、省エネルギーといった側面において大きな成果を挙げることができました。
- ・全てのオフィスで個人のゴミ箱を撤去するなど、廃棄物の減量と分別を徹底しており、その結果、平成13（2001）年度の全県庁でのリサイクル率は81%、本庁でのリサイクル率は91%でした。
- ・平成13（2001）年度の結果では、平成10（1998）

# 総 説

- 年度に比較し炭素換算で約737㌧の二酸化炭素を削減し、経費削減効果は約7億6千万円でした。また、平成11（1999）年度から平成13（2001）年度までの3年間の経費削減効果は約16億円でした。
- ・平成14（2002）年度には、こうした事業主体としての環境負荷低減の取組をとりまとめ、都道府県の一般行政レベルでは初めて「環境報告書」として発行しました。なお、この環境報告書は、県民や事業者との「環境先進県づくり」についてのコミュニケーションツールの一つとして活用しています。
  - ・平成14（2002）年度は認証取得から3年目を迎え、システムの大幅な見直しを行い、平成15（2003）年2月に登録更新しました。特に更新システムでは、全ての部局において、「環境に有益な事業（64事業）」を環境目的・目標に定め、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進めて行くこととしました。平成15（2003）年度は、さらに環境会計の導入など一層の内容充実を図ります。

- (3) 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入
- ・平成13（2001）年10月1日に「みえ・グリーン購入基本方針」を新たに策定し、平成13（2001）年度に日常的に購入する全ての消耗品（単価契約物品）を環境配慮型商品にしました。平成14（2002）年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。また、関係部局の横断的なメンバーで構成するワーキンググループで毎年、検討見直しを行いながら推進を図っています。
  - ・公用車については、「三重県低公害車等技術指針」に基づき、低公害車の導入を進めています。
  - ・県庁の各機関を結んだ情報ネットワークとリサイクルセンターを利用したリサイクルシステムを構築し、各部署で不要になった物品の情報交換と有効利用を行っています。
  - ・なお、平成12（2000）年5月には、グリーン購入ネットワークから「第3回グリーン購入大賞」をいただきました。

- (4) 計画段階から環境に配慮された公共事業を推進する「環境調整システム」
- ・「環境調整システム」は、三重県が実施する一定規模以上の開発事業の実施にあたって、その計画段階で環境に対する配慮を全庁的に検討する仕組みで、平成10（1998）年度から運用しています。

- ・平成13（2001）年度には、それまでの3年間の実績を踏まえて制度の見直しを行い、対象事業の範囲の拡大や事業の複数案について環境への影響等を比較検討するなど、制度の改正を行いました。
- ・平成14（2002）年度までに、ほ場整備事業、道路事業、河川事業、砂防事業など24件について環境に対する配慮の検討を行っています。

- (5) 28℃の適正冷房を推進する「夏のエコスタイル」
- ・平成11（1999）年度から関西広域連携協議会の加盟団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「夏のエコスタイル」に取り組んでいます。
  - ・県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏のエコスタイルが徹底され、一つのライフスタイルとし定着してきています。
  - ・平成14（2002）年度は、7月1日から9月23日を「夏のエコスタイルキャンペーン」期間として取組を行いました。
  - ・平成15（2003）年度は、6月22日（夏至）から9月23日（秋分の日）をキャンペーン期間として取組を行います。

- (6) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動
- ・勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、年間を通して県職員自らが各職場で自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。
  - ・平成14（2002）年度は、県庁全体で約4,800人の職員がこの行動に参加しました。

## 2 持続可能な資源循環型社会の構築

大量生産、大量廃棄という従来の社会構造を「最適生産・最適消費・廃棄物ゼロ」という資源循環を基調とした持続可能な社会システムへ転換するための施策を展開しています。

### (1) 地球温暖化対策の推進

- ・地球温暖化に対する地方レベルからの取組を進めるとともに、平成12（2000）年3月に「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」を策定するとともに、平成13（2001）年3月には県自らが行うべき内容を「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」としてとりまとめ、取組を進めてきました。
- ・平成13（2001）年3月に改正した「三重県生活

環境の保全に関する条例」（旧「三重県公害防止条例」）において、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に規定する第1種エネルギー管理指定工場に対し、温室効果ガス削減に関する「地球温暖化対策計画書」の策定を義務づけています。これは、東京都とならび全国に先駆けた積極的な対策となっています。

- ・温室効果ガス削減対策の一つである「排出量取引」について、国の制度設計に資するため、「三重県型CO<sub>2</sub>排出量取引制度提案事業」に取り組みました。これは、①環境と経済の両立、②地域特性の反映（森林吸収、RDF発電等のクレジット化）を目指したもので、行政として全国では初めての取組です。
- ・平成15（2003）年度は、これらの取組を踏まえながら、地球温暖化対策のためCO<sub>2</sub>削減のインセンティブが働き実効性を持って取り組めるシステムを、事業者・県民等との連携により「三重モデル」として構築するとともに、「三重県型CO<sub>2</sub>排出量取引制度提案事業」の内容のバージョンアップにも取り組みます。そして、これらの成果をシンポジウムを開催し全国に情報発信していきます。

## （2）廃棄物広域処理システムの構築

- ① ごみを資源に変える RDF化構想の推進
  - ・ごみの持つ未利用エネルギーの活用と全県的な広域処理システムを構築するため、ごみ処理のRDF化を進めています。
  - ・三重県及び県企業庁では、市町村等で製造されたRDFの安定的受け皿となる焼却発電施設を整備し、平成14（2002）年12月から稼働を開始しました。  
(平成15（2003）年5月31日現在：市町村のRDF化施設 7施設（26市町村）)
- ② 公共関与による廃棄物処理センター事業の推進
  - ・市町村等のごみ焼却施設で発生する焼却残さや産業廃棄物の広域的な処理体制を構築するため、廃棄物処理センター事業としてガス化溶融処理施設を整備し、平成14（2002）年12月から（財）三重県環境保全事業団の運営のもとで稼働を開始しました。  
(平成15（2003）年3月31日現在：県内40市町村及び企業約80社が参画)
  - ・本施設の稼働により、県全体のダイオキシン類の総量を大幅に削減し、廃棄物の減容化を図ります。また、発生するスラグについても、土木資材などへの有効活用を検討していきます。

## （3）産業廃棄物税の導入

- ・産業廃棄物の最終処分場における残存容量のひっ迫などの状況を踏まえ、従来の枠を越えた積極的な産業廃棄物行政を展開する財源を確保するため、平成13（2001）年6月、全国初の「産業廃棄物税条例」を制定し、都道府県レベルでは全国初の法定外目的税として、平成14（2002）年4月1日から施行しています。
- ・産業廃棄物税を財源として、業種の枠を越えた企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行うことにより、今後長期にわたる円滑で活力ある企業活動、産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル等を推進していきます。

## （4）リサイクル製品の利用推進

- ・リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13（2001）年3月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。
- ・平成15（2003）年3月31日現在、42製品をリサイクル製品として認定しており、今後もリサイクル製品の認定を進めるとともに、県が行う工事や物品の調達において認定リサイクル製品の優先的な使用・購入に努めています。
- ・また、市町村に対して技術的助言や情報提供を行うとともに、今後、県民局等に常設展示ブースを設置し、また、認定リサイクル製品の生産者が実施する展示・広報等普及事業に対して支援を行うなど、県民や事業者に対しても認定リサイクル製品の利用を呼びかけていきます。

## （5）産業廃棄物や化学物質の自主情報公開

- ・平成11（1999）年度に、産業廃棄物の年間排出量が1,000t以上以上の排出事業者や年間処理量10,000t以上の処理業者を対象に、産業廃棄物に関する適正管理計画を策定し、廃棄物の発生抑制に取り組むとともに、廃棄物に関する情報等を自主的に公開し、誰もが閲覧できる全国で初めてのシステムを導入しました。
- ・平成14（2002）年度には、排出事業者に対する産業廃棄物の年間排出量を1,000tから500tに引き下げ、対象となる事業者を拡大しました。平成15（2003）年3月31日現在で自主情報公開を実

# 総 説

施している事業者は、対象387社中351社（実施率91%）となっています。

- ・平成15（2003）年度においては、P R T R 法（※）の対象となる事業者について、届出対象物質に関する情報等の公開制度を新たに設けることとしています。

※ P R T R 法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- ・事業者の取組を促進するため、環境技術指導員（民間企業等の実践経験者）が企業を訪問し、廃棄物の発生抑制、リサイクル技術、化学物質の管理に関する支援を行っています。

## （6）不法投棄を断固許さない産業廃棄物の監視体制

- ・産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止を徹底するため、平成13（2001）年7月から不法投棄等の監視体制を10班20名（県職員10名、警察官10名）に強化しました。
- ・現職警察官10名の配置は全国で一番多く、県行政と警察が一体となった監視指導を行うとともに、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案等に対する告発を的確に行っています。

## （7）ダイオキシン類、環境ホルモンに関するきめ細やかな継続的監視と公表

- ・ダイオキシン類による環境の汚染状況を把握するため、「三重県生活環境の保全に関する条例」で環境調査を県の責務として規定し、県下全域で調査を実施しています。
- ・平成14（2002）年度は、228の地点において大気や水質、土壤、水生生物のダイオキシン類の調査を行いました。また、廃棄物焼却炉等の発生源についても、66件のダイオキシン類の排出状況を調査しました。  
(ダイオキシン類環境基準達成率 98% (環境基準適用201地点中196地点))
- ・環境ホルモン（ダイオキシン類を除く。）については、平成14（2002）年度に66地点で水質、底質の調査を行い、県内で検出率が高い物質についてのデータ集積を行っています。
- ・今後とも調査を継続して行い、その結果はホームページ「三重の環境」などを通じて公表するとともに、ダイオキシン類の発生施設に対する適正な管理を指導していきます。

## （8）自動車交通公害への取組の強化

- ・国道23号等北勢地域における道路沿道の大気環境

を改善するため、平成13（2001）年12月に北勢8市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曾岬町、楠町、朝日町、川越町）が自動車NOx・PM法（※）の対策地域に指定されました。

※自動車NOx・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

- ・対策地域内の大気環境を改善するため、平成15（2003）年度に「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、国、県、市町、事業者、地域住民の協力の下で総合的な対策を進めます。
- ・特に、自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える事業者等に対しては、国等の優遇税制や低利融資に加え、平成14（2002）年度から県環境保全融資制度等による支援を行っています。さらに、対策地域内のS P M（浮遊粒子状物質）対策として、平成15（2003）年度に大型ディーゼル車の微粒子除去装置の装着経費に対する助成制度を創設しました。
- ・全県レベルでの低公害車の普及を促進するため、県が率先して公用車への導入に取り組むとともに、平成14（2002）年度から天然ガス自動車を導入する事業者に対し、経費の一部を助成しています。また、平成13（2001）年度から継続して実施している低公害車フェアを、平成15（2003）年度は、7月31日・8月1日の「こどもかんきょう体感フェア2003」と併せて開催します。

## （9）市町村・事業所等の自主・連携による取組の促進

- ① 市町村・事業所におけるISO14001認証取得の支援
- ・地域住民の日常活動と直接的なつながりの強い市町村の認証取得は、環境先進県づくりを進めるうえで意義が大きいことから、積極的に取り組んできています。平成15（2003）年3月31日現在で全市町村の83%に当たる57市町村が認証取得しています。
- ・自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、中小企業や市町村等にISO14001認証取得の支援を行っており、平成15（2003）年3月31日現在で491事業所が認証取得しています。
- ② 小規模事業所向けE M S（環境マネジメントシステム）の導入
- ・ISO14001の基本的な考え方に基づき第三者認証を前提にした費用負担が少なく小規模事業者が取り組みやすい簡易なE M Sを導入するため、

平成15（2003）年度には、モデル認証や審査員養成などの条件整備を行います。

### ③ 環境連携「三重の環事業」の推進

- ・県、市町村、事業者、県民の適切な役割分担と連携による循環型社会づくりを進めるため、平成15（2003）年度から「三重の環事業」として、従来の一般廃棄物・産業廃棄物の枠を越えた取り組みによる不法投棄対策や、地域における廃棄物の循環的利用システムの構築を進めます。

### ⑩ L C A 手法を応用した環境経営のまちづくりの推進

- ・21世紀においては、環境と経済を同軸で捉え、環境配慮が経済的価値の創造へ、経済価値の追求が環境配慮へと、お互いが相乗効果を發揮する「環境経営」の推進が必要です。
- ・L C A (Life Cycle Assessment) は、製品やサービスの環境負荷（資源及びエネルギーの使用量や環境に影響を及ぼす排出物）を資源採取の段階から原料素材化、生産及び製品の使用・廃棄段階まで製品の生涯（ライフサイクル）全体に渡って定量的に把握し、評価する手法です。
- ・本県では、液晶（フラットパネルディスプレイ）産業の県内進出を契機に、このL C A 手法を応用し、県民、企業、行政の協働によって、環境負荷低減と経済の活性化を目指した「環境経営のまちづくり」を推進します。平成15（2003）年度は、多気町を対象にモデル的な取組を行います。

### ⑪ 先進的な環境政策を取り入れた「三重県生活環境の保全に関する条例」

平成13（2001）年3月に従来の公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」として、平成13（2001）年10月1日から全面施行しています。この条例の先進的な項目は以下のとおりです。

- ・一定規模以上の工場等に対して、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減計画書の作成と知事への提出を義務付けています。
- ・ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃プラスチック類の焼却を禁止するとともに、簡易な焼却施設における焼却をしないよう求めています。
- ・工場等の敷地の所有者又は管理者が有害化学物質による地下水の汚染を発見したときは、速やかに知事に届け出ることとしています。
- ・放置自動車対策として、自動車の放置の禁止、所有者が判明しない放置自動車を廃物として認定

し、処分するなどの手続き等について定めています。

- ・排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、処分業者が適正に処分する能力を有するかどうかの確認を義務づけています。
- ・県外の産業廃棄物を県内に搬入し、処分するときは、その廃棄物の種類、量、処分方法などの届け出を義務付けています。
- ・県内において適正な処理が困難な産業廃棄物を生じる工場等を設置するときは、処理計画に関する届け出を義務付けています。

## 3 自然と人との新たな共生の確保

### ① 新しい三重県自然環境保全条例の施行

#### ① 条例改正の趣旨

- ・昭和48（1973）年に制定された三重県自然環境保全条例を、農林地の公益的機能の低下、身近な自然の減少、生物多様性の確保などの今日的な課題に対応できるよう、平成15（2003）年3月に改正し、4月1日から施行しました（一部は10月1日から施行）。

- ・新しい条例は、優れた自然環境の保全（自然環境保全地域の指定等）だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充し、県民・事業者・行政の協働での取り組みのもと、自然と人との共生の再構築を目指すものです。

#### ② 条例のポイント

- ・県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種を指定し、その動植物を捕獲、採取等しようとする場合は、事前に知事に届け出ることとしています。
- ・希少野生動植物種の重要な生息地・生育地を監視地区として指定し、区域内において開発行為等をしようとする場合は、事前に知事に届け出ることとしています。
- ・国外から導入された外来種などで、地域の在来種に著しく支障を及ぼすおそれのある動植物種をみだりに放ったり、種子をまいたりすることを禁止しています。また、外来魚であるブラックバス及びブルーギルの個体数の低減及び生息域の縮小への取組を進めます。
- ・里地里山における自然環境を保全しようとする団体が定める保全計画を知事が認定するとともに、認定を受けた団体に対して、里地里山の保全活動を促進するために必要な支援をします。

# 総 説

- ・1haを超える宅地の造成などの開発行為をしようとする場合は、希少野生動植物などの自然環境保全上の配慮に関する事項、緑地の配置に関する事項等を、事前に知事に届け出ることとしています。

## (3) 条例の施行

- ・今後、身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護を進めていくため、保護すべき希少野生動植物種や重要な生息地を明らかにするとともに、県民と情報を共有し、県民の自発的な自然環境保全活動を促進していきます。

## (2) 森林政策を大きく変える環境林整備

- ・県と市町村は森林G I S (Geographic Information System) を活用し、地域の森林所有者・住民などと協働のうえ、県内の森林を生産林（持続的生産を重視する森林）と環境林（公益的機能を重視する森林）にゾーニングし、それぞれの機能に応じた整備を進めています。
- ・平成13（2001）年度から、環境林を次世代を含む県民のための公共財と位置付け、その公益性を高度に發揮させる新たな森林管理事業「森林環境創造事業」を開始しました。

（平成15（2003）年3月31日現在：30市町村において2,551haの整備を実施）

- ・この森林環境創造事業は、市町村・森林組合等と連携して、全額公費（県8割、市町村2割）で広葉樹や針葉樹が混交する等多様な森林づくりを行うとともに、継続的な森林作業員雇用による山村の活性化に貢献し、効果的な県土利用にも寄与します。
- ・また、平成13（2001）年度から、「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用して、環境林整備に新規就業者を受け入れる「緑の雇用事業」を実施しています。

（平成15（2003）年3月31日現在：県内の新規雇用69人）

## (3) 地球温暖化防止に貢献する森林整備と森林G I Sの活用

- ・森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能を促進するため、平成15（2003）年度から「森林再生CO<sub>2</sub>吸収量確保対策事業」を創設し、地球温暖化防止への貢献度の特に高い若齢林（16～45年生）の整備や植林を進めています。
- ・この事業の推進に当たっては、平成12年度から導入した森林G I Sデータを活用することにより、森林吸収源対策に資するよう効果的な森林整備を

進めます。

- ・平成15（2003）年度は、10市町村230haの森林整備を行い、34,500tの炭素蓄積及び約400tの炭素吸収を図ります。

## (4) 野生鳥獣との共存のための取組

- ・野生鳥獣の地域個体群を長期的、安定的に維持し、人と野生鳥獣との共存を図るため、平成13（2001）年度から県内のサルの群れ約70群に電波発信機を装着し、行動域などを把握のうえ、市町村・地域住民との協働による山への追い上げなどを行なうとともに、関係機関と協力して、農林業被害防除のための研修や普及啓発を行っています。
- ・ニホンジカについては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき特定鳥獣保護管理計画を平成13（2001）年度に策定し、生息密度が著しく高い地域（櫛田川より南側の地域）において、平成14（2002）年度の狩猟時期から、メスジカを狩猟鳥獣とするとともに、捕獲データの収集等により、生息状況をモニタリングしつつ、適正な生息密度調整を進めています。

## (5) レッドデータブックの作成

- ・三重県内の野生生物の分布、生息・生育状況を調査し、県版レッドデータブックを作成します（平成15（2003）年度に調査を開始し、平成17（2005）年度に刊行する予定）。県として、保全すべき対象を明確化するとともに、指定希少野生動植物種及び希少野生動植物監視地区の指定等の基礎資料とします。また、希少野生動植物についての情報を県民と共有することにより、生物多様性の効果的な保全を図ります。
- ・作成に際しては、県内の専門家のグループと連携した調査を基礎に進めるとともに、県民への積極的な広報を進め、県民との協働によるレッドデータブック作成を目指します。

## (6) 間伐材の有効活用

- ・間伐材の有効活用を進めるため、公共工事関係を中心に利用拡大に取り組んできており、平成14（2002）年度には間伐材型枠利用パイロット事業を実施しました。
- ・平成15（2003）年度は、このパイロット事業の成果をもとに、型枠としての強度の増加や簡易に利用できる製品の製作などに取り組み、公共事業での一層の利用を進めています。
- ・間伐材の利用量の増加は、森林整備の促進にもつながります。

ながることから、現在、三重県のホームページで提供している、公共工事関係の間伐材の需給情報をさらに充実していきます。

#### 4 参加と協働による環境保全活動の展開

##### (1) 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

###### ① 地球温暖化防止をめざす県民運動

- ・地球温暖化防止のため、夏季の一定期間において、オフィス等の適正冷房（28℃）徹底による省エネルギーを推進するため、県内の事業所や市町村と連携して「夏のエコスタイルキャンペーン」を実施しています。

(平成14（2002）年度取組団体：293団体)

- ・平成13（2001）年度からはこのキャンペーンと連携して、各家庭で節電に取り組み、前年同月比6%節減を達成した場合、参加グループに活動支援金を交付する「夏のエコポイント事業」を展開しています。

(平成14（2002）年度取組世帯数：23,902世帯)

###### ② 豊かな森林と水を考える県民運動

- ・平成13（2001）年度から、「三重環境県民会議」と「環境創造活動を進める三重県民の会」と協働して、参加者が楽しみながら里山保全活動や自然観察などを通して、自然環境を学習するとともに清掃活動などを行う「身近な自然を体験する県民デー」を展開しています。

(平成14（2002）年度：62会場で実施 参加者数4,763名)

- ・平成15（2003）年度は、11月22日～24日に県内各地のフィールドで実施する予定です。

##### (2) 地域で活躍する環境NPO等への支援

- ・平成12（2000）年2月に「三重の21世紀環境創造活動支援基金」3億円を創設し、その基金を活用して、地域で活動するNPO等の活動を支援しています。

(助成件数 平成12（2000）年度：127件 平成13（2001）年度：99件 平成14（2002）年度：65件)

- ・森林環境を保全するため、森林ボランティアの育成を進めており、その知識や技術を向上させるための研修会やリーダー養成を行っています。また、平成13（2001）年度からは、紀伊半島三県（三重県、奈良県、和歌山県）の森林ボランティアの交流とネットワーク化を図るために「紀伊半島三県森林ボランティア交流大会」を実施しており、平成15（2003）年度は、熊野市において交流大会

を開催する予定です。

(平成15（2003）年3月現在：森林ボランティア登録者数 1,149人)

##### (3) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

- ・グリーン購入を県内に普及するため、平成15（2003）年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク「みえ・グリーン購入俱乐部」を設立しました。

(平成15（2003）年3月31日現在：参加組織数70)

- ・消費者へのグリーン購入の普及促進を図るため、平成15（2003）年1月16日から1ヶ月間、東海三県一市（三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市）がチェーンストアなど企業と連携して広域的なキャンペーングリーン購入を展開しました。

(キャンペーン参加数：東海三県一市内約470店舗、うち三重県内123店舗)

##### (4) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化

- ・環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間連携や企業と行政の協働・連携により、活力ある経済・社会活動を展開していくため、平成12（2000）年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」が設立されました。

(平成15（2003）年3月末現在：193社加盟)

- ・平成13（2001）年度には、産業廃棄物にかかる情報交換を行うための「廃棄物情報交換システム」を構築するとともに、「企業環境ネットワーク環境情報交流サイト」を立ち上げ、企業間の情報交換と連携を促進しています。

(廃棄物情報交換サイト登録状況：会員事業所数127、廃棄物提供情報件数 22、廃棄物受入情報件数 88)

- ・平成14年度は、廃蛍光管・廃乾電池、木くず、食品廃棄物、廃プラスチック、廃油（廃食用油）のリサイクルシステム構築を支援しました。

- ・また、企業間のコーディネーターとして環境技術指導員を設置し、「廃棄物情報交換システム」の円滑な運用や再資源化技術や廃棄物の受入状況の情報収集・発信に努めています。

##### (5) 日本環境経営大賞による環境経営の普及

- ・ISO14001認証取得やグリーン購入の実施、産業廃棄物税の導入など、県自らが率先して環境取組を進めてきましたが、さらなるステップアップを図るため、学界や経済界等との協働により、

# 総 説

全国の事業所を対象に優れた環境経営の取組を顕彰する「日本環境経営大賞」を創設しました。

- ・(第1回目(平成14(2002)年度)応募件数:149受賞者数:14)
- ・この表彰を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」の理念を普及するとともに、環境に関する人材・技術のネットワークを構築し、企業経営者等を対象にした「全国の優れた環境取組を学ぶ環境経営サロン」を開催するなど、県内企業等の環境経営レベルの向上を促進します。

## (6) 全国一位のこどもエコクラブ会員数

- ・こどもエコクラブは、「次世代の三重の環境づくり」を担う子供たちが、地域で自主的に環境にやさしい取組を行うクラブで、環境省と地方自治体が連携してその活動を推進しています。県では、「Mieちびっこエコ王国大会」、「こどもエコクラブ県内交流会」、「こどもエコクラブサポーター研修会」を開催し、活動の活性化に努めています。
- ・県内の「こどもエコクラブ」の会員数は、平成14(2002)年度1年間で8,093人を記録し、会員数、加入率ともに日本一となりました。

## (7) 「こどもかんきょう体感フェア2003」の開催

- ・次世代を担う子供たちが環境問題を考え、自ら進んで環境保全活動へ参加するよう、NPO、関連団体、企業及び行政などの協働・連携による学習・体験の場を設け、環境教育・学習を進めています。
- ・平成15(2003)年度は、7月31日、8月1日の2日間にわたり、環境負荷低減の新しい技術(太陽光発電・燃料電池など)とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験を行う「こどもかんきょう体感フェア2003」を開催します。

## (8) 全国に発信・公開する三重の環境情報

協働・連携の実現には情報公開・情報発信が最重要であるとの考えのもと、三重の環境が何でもわかるホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp>)を毎日更新(全国初)し、平成14(2002)年度には約858万ページビューのアクセスがありました。(平成14年11月:環境g o o大賞2002自治体部門2年連続大賞受賞、平成15(2003)年5月:みんなで選ぶエコW e b大賞特別奨励賞受賞)

ホームページ「三重の環境」の主な取組内容は次のとおりであり、今後とも情報公開・情報発信

機能の一層の充実に努めています。

- ・県の取組はもちろん、県民、企業等の活動報告は情報提供があれば即日情報を発信しています。
- ・三重の環境に関する条例・規則・計画、審議会委員・職員名簿等すべて公開しています。
- ・大気環境は「リアルタイム」で常時監視データを公開し、リスクを共有しています。
- ・質問、意見などへの回答をすべてホームページ上で公開し、双方向の対話を実現しました。
- ・知事が講演会・雑誌寄稿などで語る「環境への考え方や取組」をすべて掲載しています。
- ・地域との協働で県内7ヶ所にライブカメラを設置し、地域からの情報発信を支援しています。
- ・平成15(2003)年度から、環境規制に関する申請や相談窓口が検索できる「Mie-G O L Dシステム」の調査を進めます。